平成２８年（フ）第１２３５号
静岡県静岡市葵区北安東１丁目22―28―101、開始決定時の住所東京都豊島区東池袋３丁目21―21―2707
破産者　上村　文敏
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２９８号
東京都江戸川区東葛西１丁目16―17―102
破産者　平良　有三
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３０３号
東京都練馬区三原台１丁目１―19―305
破産者　熊倉　　裕
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３７８号
東京都文京区白山２丁目１―７―106
破産者　青柳ケイこと　ジェッタナセン　ワチダ
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５８３号
東京都葛飾区細田４丁目17―６
破産者　石関　　学
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５９８号
滋賀県大津市唐崎４丁目８番22号
破産者　有限会社オフィス・ケイ
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６０１号
東京都世田谷区赤堤２丁目７－８―203
破産者　津曲　史朗
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７３１号
東京都足立区梅田７丁目10―７　ノーブルU601
破産者　染谷　久夫
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９１８号
東京都豊島区池袋３丁目30―20
破産者　松本　道子
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９９０号
東京都葛飾区東金町２丁目18―１―305
破産者　徳山武志こと　洪　　武志
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１８０号
東京都文京区本郷１丁目５番17号　三洋ビル１階３号室
破産者　有限会社アキヤマ医療器
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２２２１号
東京都江東区亀戸３―11―４　シティコープ広瀬202、住民票上の住所東京都江東区亀戸５丁目29―20
破産者　濱口　浩造
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３１１号
埼玉県さいたま市岩槻区本丸４丁目９番15号
破産者　有限会社マイシン
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３１２号
東京都文京区西片１丁目17―４―301
破産者　村澤　章代
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３７２号
東京都江戸川区一之江６丁目17番20号
破産者　株式会社ユウジン
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３７３号
東京都江戸川区東小岩１丁目14―２
破産者　康田勝恩こと　康　　勝恩
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２３７４号
東京都江戸川区東小岩１丁目14―２
破産者　康田根花こと　季　　根花
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４１１号
東京都新宿区早稲田鶴巻町543番地荻原ビル２Ｆ
破産者　株式会社ジェイ・エス・エル
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８５４号
東京都昭島市田中町１丁目４－６
破産者　倉口　真理
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９６４号
東京都中野区若宮２丁目４－７―201
破産者　佐久間　浩
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９６７号
東京都渋谷区笹塚１丁目58―９―603
破産者　野口　秀樹
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０９０号
東京都豊島区池袋本町２丁目７―１―312
破産者　根岸　清憲（旧姓竹村）
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部